

司法調解中心の一件文書の紹介

寺田 浩明・朴 成日

以下に紹介するのは、中国山東省W市Z鎮の司法調解中心（司法調停センター。文中では「司法所」と呼ばれる）が、2002年秋に発生した一婦女の服毒自殺をめぐる紛争を処理する際に作成した一件文書の全体である。同文書は、朴成日（現・神戸大学文学部外国人研究者）・滝田豪（現・大阪国際大学法政経学部講師）の両氏が2003年2月に山東省で行った現地調査の過程で現地当局の好意により複写を賜った諸文書中の最も詳細な一件であり、本文書の学術的公開については該司法調解中心の許可を得ている。

文書はおおよそA4判大で、左側二箇所がホチキスで綴じられている。表紙には、横書きで上段に「W市_____郷鎮司法調解中心」、下段に「番号：200__年__号」、中段に大字縦書きで「巻宗」という文字が予め印刷されており、空白箇所それぞれに当該鎮の名前（ちなみに同時に「郷鎮」の郷字を斜線で消してある）、年次と番号が書き込まれ、また上段と中段の空白箇所に事案名「X村A父之女A女吸毒死亡糾紛」が横書きで書き込まれている。巻宗に綴じ込まれている文書19件（全35枚）の内、あるものは村民委員会や党委員会の稿紙（横書き便箋）に書かれ、またあるものは定型化された用紙に書き込まれている。

筆者は現代中国法の専門家ではないが、郷鎮レベルの司法調解中心の活動の様子を伝える貴重な資料と考える。そこで以下において、まず（一）文書の一覧を示し、ついでそれに基づき（二）事案と事案処理の展開過程を時系列で再整理し（以上、寺田）、最後に（三）全文書の翻訳（朴成日訳・寺田校）を付すこととする。

なお事案の特定を避けるため、地名はX村・Y村・Z鎮等とし、人名は自殺女性A女、その相手男性B男を中心に単純に続柄で示すこととし（言うまでもなく中国の姓氏の原理に従って、A母はA女とは別姓でありB母はB男とは別姓である）、また事案理解に必ずしも不可欠ではない固有名詞は適宜省略し□□□等の形で示した。

一 文書一覧

文書は必ずしも日付順に綴じ込まれている訳ではない。便宜的に綴じられている順序に従って冒頭から順番に文書番号を振り、次に月日（陽暦。なお年次はどれも2002年）と文書の概要を示す。なお*マークを付した文書は司法調解中心の事案担当者（誰なのかは分からない）の同じ手で書かれている。

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 11月14日 | A家所在のX村村民委員会からZ鎮人民政府司法機関宛の「申請」 |
| 11月19日 | *「X村村民A女非正常死亡一案調解書」 |
| 11月14日 | A女親属からZ鎮政府司法機関への「申請」 |

11 月 19 日	司法所(Z 鎮司法調解中心)から B 母・B 男に対する呼び出し状。 司法所側控え。
11 月 19 日	同上。当事者提示用。
11 月 19 日	A 父母および A 伯父から司法所宛の「調解申請書」
11 月 19 日	* 「第一次調解筆録」: 全 3 頁。A 父母・伯父、B 男・B 母
11 月 22 日	A 伯父ほか一名の「収据」(六千元)
11 月 15 日	「調査筆録」(B 母)
11 月 14 日	「調査筆録」(Y 村書記)
11 月 14 日	「調査筆録」(A 父)
日付無し	* 司法所メモ(1) 「2002.11.5 . Y 村 B 兄来諮詢」
日付無し	* 司法所メモ(2)
日付無し	* 司法所メモ(3)
11 月 19 日	A 伯父ほか一名の「収据」(六千元)
11 月 19 日	Z 鎮司法所の「今代收 B 男交手現金壹万貳千元正」の証文のコピー二枚
11 月 4 日	Z 鎮派出所「訊問筆録(第 1 次)」(犯罪嫌疑人: B 男)
11 月 4 日	Z 鎮派出所「詢問筆録」(被詢問人: A 父)
7 月 3 日	Z 鎮派出所「詢問筆録」(被詢問人: A 母)

二 事案の顛末

ア) 前史

X 村の村民 A 父の娘・A 女(当時 18 歳)は、Y 村の B 父の次男・B 男(当時 23 歳あるいは 24 歳、無職)と 2001 年 5 月に知り合い、すぐに恋愛関係に入り、同年 9 月に婚約を結ぶ。その際に B 家は「彩礼錢」九千元を A 家に支払った。A 女はそのまま B 男の家に同居するようになり実質的な夫婦生活が始まるが、当初より夫婦喧嘩が絶えず(不和の背景については で B 男の口から A 女の男女関係の存在が示唆されるが、本件ではそれ以上は立ち入られていない)、2002 年の 6・7 月頃に A 女は B 男の暴力と拘束を嫌って家出する。7 月初に B 男は刀を持ち A 家に押しかけ A 女を出せと暴力を振るい、A 家は Z 鎮派出所に 110 番電話をかけるという騒ぎが起こる(はその時に派出所が作った文書である)。外地に姿を隠していた A 女は、その後、B 男に連絡を入れ、迎えに来た B 男によって B 家に連れ戻される。

イ) 事件発生前後

2002 年 11 月 2 日(陰暦 9 月 28 日)夜、家庭内の些事で喧嘩の末、A 女は農薬を飲む。同深夜に B 家から A 家に二人の使者が赴き服毒の件を連絡するが A 家は出向かなかった。翌 11 月 3 日(陰暦 9 月 29 日)の朝、B 家は再び A 家に人を遣わし、A 女が死亡し遺体は B 家に置いてある旨を伝える。A 家は親属である A 伯父等と相談したが、A 女が B 男から暴行を受け死んだと疑いがあるとして、公安機関に法医を派遣して解剖鑑定をするよう申請することを決意する。

A父は、11月4日（陰暦9月30日）9時に派出所に赴いて事情を報告し検屍を要請する（ ）。そして同日午後3時には、同所にB男が出頭し「 訊問 」を受ける（ ）。なお「 詢問 」と「 訊問 」の違いに注意）。

翌11月5日（陰暦10月1日）に、B男の兄が司法調解中心（司法所）に「 法律諮詢 」をしに来訪し、事案の顛末を述べ、遺体はB男の家に置いてあるがA女の家の人間が埋葬を許さない旨を告げる。それに対して司法所は「 まず死体を良く保存したうえ、人を派遣してA家と協議せよ 」と解答する（ 司法所メモ(1) ）。同文書余白には、11月8日の午前午後および9日（陰暦10月4日・5日）と三次にわたってB家からA家に人が赴いた旨が書き込まれている。ただ、日付不詳の 司法中心メモ(2) によれば、A女側が要求する葬儀費用＋賠償金五万元とB側が申し出た一万元の落差が大きく交渉は決裂したらしい（また調解の場におけるA側の供述 によれば、翌11月10日、陰暦10月6日午前にも再度B家から何人の若者が来てB家側が一万元以上は出さぬと言い放ち、A家側と口争いがあった模様である）。なお同メモは、交渉不調を記したあとに「 A家の要求 」として生活扶養費と葬送費の二点を挙げ（金額は書いてない）また法医鑑定書が来てから調解を進めることを要求している旨を整理している。

ウ）司法機関への申請

11月14日（陰暦10月10日）にX村村民委員会およびA女親属から鎮司法機関への「 申請 」がなされる。ただ 司法所メモ(3) には、同日にA父が司法所を訪れたことが記され、しかもそこには申請への言及がない。おそらく14日の朝にA父は意図を秘して司法所に報告に行き、そこで一定の感触を得て村に帰り、村委員会の人々と相談して、政府の積極的関与を求めるべく決意し、村で作った二枚の「 申請 」を持って再度、鎮政府を訪れたという展開が予想される。

X村村民委員会からZ鎮人民政府司法機関への「 申請 」と、その基礎たるA父等からZ鎮政府司法機関への「 申請 」は、どちらもX村村民委員会の便箋に書かれている。また も、主体こそA側となっているが、A母の人名漢字を同音異義字に誤記している所から見ると、村民委員会関係者による口述筆記に近いものと考えられる。公印付きのX村村民委員会の「 申請 」にどういう意味があるのか（ 必要的なのか ）は良く分からないが、 ではなく こそが本巻宗の冒頭、 の調解書本体を導く位置に綴じられていることは確かである。

またこの両申請は、服毒自殺に到る顛末あるいはそれに伴うA側の苦衷を述べ、鎮政府司法機関に対して「 鎮政府司法機関が処理を与えることを望む 」（望鎮政府司法機関給与処理）、あるいは「 司法部門が解決を与えることを求める 」（請求司法部門給与解決）

と述べるだけで、具体的な要求を掲げずまた解決方法についても調解とは特定していないことが注意を引く。しかし申請と同日に、当然の如く司法所辦公室においてY村書記およびA側に対する聞き取り調査が行われ、翌日にはB母に対する聞き取りが行われ（ ）しかも および の冒頭では、B母もA父も調解処理を要求する旨を自ら言い出している。

なお、この段階では補償金額の折り合いは未だついてはおらず、B母は聞き取りの冒頭でA父の要求を「 無理な要求 」と言っている。

エ) 司法所による調解

11月19日に、改めてA家側から司法所宛への正式の「調解申請書」が出される(ここに到る16日から18日についての情報は文書中には一切ない)。同申請書は、Z鎮委員会原稿用紙に殴り書きされたものであるが、確かにここで初めて法医鑑定書を待たずに民事調解を給与して欲しいという要望が明確に示される。

司法所はそれを受けて直ちにB母・B男に対し、本日十一時に司法所に来て審理に参加せよとの呼び出し状を出す()。呼び出し状には、「二度呼んで出頭せぬ場合には処理決定に影響を与えない〔兩次通知不到、不影響作出処理決定〕」とあり、B男等が審理に参加することは半ば強制的である。しかし次の調解筆録3頁で、B母・B男に対して最初に出される問いは「本所が調解を行うことに同意しますか」という問いであり、出頭した上で調解を拒否する余地はなお残されていたように見える。

その調解の場の様子を伝える「第一次調解筆録」は、一連頁数が打たれた全三ページのものであるが、A父・A母・A伯父に対する聴取は2頁目で終わり、その末尾に余白を残して署名がある。B男・B母に対する聴取は、欄外に改めて「調解記録」と書いた第3頁目に書かれる(その頁末尾に兩人の署名がある)。そしてA父等に対する問答の中の「つい先ほど被申請人であるB男と接触し」云々という主持人の発言からは、A側・B側に対する接触が別個に行われ、またB男達に対する聴取の方が先に行われたことが窺える。その聴取の中でまずB男側が賠償額を総計一万二千元に増額する旨を申し出、調解主持人はそれを持ってA父等の聴取に望み、その場でA父等にこの提案を呑むか否かを相談させ、その場で受諾が勝ち取られた。

なお調解記録に基づけば、冒頭で主持人から、A父母等が「鎮司法所に民事調停を行うよう請求してきた。司法所工作人員は社会調査を行い、双方親属を調査し、双方が報告した内容が事実であると認定し、申請人の申請を受理し民事調解を行うこととする」という説明がなされたようだが、上述の通り司法所はA側から「調解申請書」が提出されるや否やB側を呼び出しているものであり、そこに言う「社会調査」「双方親属の調査」とは14日・15日のY村書記、A側、B側に対する「調査」を指すと解する他はない。14日の「申請」と19日の「調解申請書」とは、関係者においては、文言の違いほどにはクッキリと性格分けされている訳ではない。

合意結果は即日「X村村民A女非正常死亡一案調解書」にまとめられた。文書はこれまでの司法所メモ等と同じ担当者の手で記されているが、ただ違う手による小さな訂誤と補足が加えられている。補足部分は「移屍時間定為：」と書いてあるように見える。おそらく調解成立後に直ちに問題になるA女の遺体搬出時間について取り決めようとしたのだろう。

そしてZ鎮司法所の「今代收到B男交手現金壹万貳千元正」の証文の写しからは、B男側が即日一万二千元を司法所宛に納入したことが知られ、また同日付のA伯父ほか一名の「收据」(六千元。司法所係員の署名付き)および11月22日付けのA伯父ほか一名の「收据」(Z鎮司法所から人民元六千元を受けとった)からは、19日段階では司法所からは六千元だけがA家に渡され、残る六千元は無事に葬儀を済ませもう紛糾がないことを確認した後に受領させるという二重の手順が踏まれたことが読みとれる。

三 文書の翻訳

定型文書に予め印刷してある部分はゴシック体で示す。また必要に応じて原語を〔 〕内に補い、また訳者補記は【 】で示す。なお（ ）は原文に既にあったものである。日付や金額等の表記は漢字・アラビア数字が混在するが、すべて原文のままとする。

11 月 14 日 A 家所在の X 村村民委員会から Z 鎮人民政府司法機関宛の「申請」。X 村村民委員会便箋。

Z 鎮人民政府司法機関：

本村の村民、A 父の娘である A 女は、本鎮 Y 村の村民である B 男と恋愛期間中に問題が起こり、その結果、A 女が服毒自殺するに至った。鎮政府司法機関が処理してくれることを望む。

特にここに申請する。

X 村村民委員会【公印】

2002 年 11 月 14 日

11 月 19 日 ＊「X 村村民 A 女非正常死亡一案調解書」。専用の様式紙

X 村村民 A 女非正常死亡一案調解書

X 村の村民 A 女と Z 鎮 Y 村の青年 B 男は自由恋愛を経て 2001 年 9 月に婚約し、その後、A 女は B 男の家に居住した。2002 年 11 月 2 日、二人は家庭内の琐事が原因で喧嘩をし、憤慨した A 女は農薬を飲み服毒死した。後に公安局の法医が鑑定したが確かに服毒による死亡であり、死者家族もこの死因については疑義がない。その後、鎮司法所に民事調解を求め、本所の調解を経て、双方協商同意して下記の協議に達した。

一、双方はともに、A 女の死亡は服毒死であると認識し、その点に疑義はない。

二、B 男は A 女の死に対し、自ら望んで二千元の葬儀費用を負担し、また自ら望んで A 女父母たる A 父・A 母に一万元の生活補助金を支払う。

三、本協議が成立した後、双方は本紛争についてその他一切の争議を起こさない。

四、本調解協議は最終協議であり、双方は今後この事についてもめ事を起こしてはならない〔双方不得再因此事滋事〕。違反した場合は、責任ある側がすべての法律責任を負う。遺体搬出時間は〔移屍時間定為〕：【以下記載無し】

調解人：

【全五名署名。氏名省略】

甲方(印)：A 父、A 伯父、A 母

乙方(印)：B 母、B 男

二〇〇二年十一月十九日

11 月 14 日 A 女親属から Z 鎮政府司法機関への「申請」。X 村村民委員会便箋。と一緒に提出か。

申 請

鎮政府司法機関：

私の娘 A 女は、昨年 8 月から Y 村の青年 B 男と恋愛関係にあります。恋愛期間中いつも暴力を振るわれていました。B 男はときに我が家にやってきて、我々夫妻さえ眼中に無く、また我が家の力が彼に及ばぬ事を笠に着て、数回にわたり我々二人に暴行を加え、70 歳近い老母をさえ罵りました。幾ら何でも人を馬鹿にし過ぎだと 110 番に通報したこともありましたが、結局、彼が恐くてずっと我慢してきました。私の娘 A 女は、V 街で理髪店をやっていましたが、彼はときに理髪店内で暴行し、その後はむりやり B 家に連れてゆき外出を許さず人身自由を制限する様は、まるで犯人扱い同様でした。

毒薬を飲んだその日、つまり 11 月 2 日、Y 村の近隣の人の話によれば、私の娘が彼の家のジャガイモ掘り仕事を手伝いたいと要求したのに、B 男は行くことを許さない。そこで娘が、年寄り皆が働いているのに私たち若者が家で何もしないというのはとんでもないと言ったところ、ようやく行くのを許しました。仕事が終わって娘が家に帰った後に争いになり、B 男は娘を殴りました。娘は、もうこんな婚姻関係は続けたくないけど、彼が以前に娘が居なくなったらまず弟を殺してやると言ったことを思い出し、かといって B 家で暮らしても馬鹿にされ殴られるばかりでもう生きる路がないと思い至り、毒を飲んで死にました。私の娘は 19 歳、19 歳にしかっていないんですよ。

以上はすべて事実です。司法部門が解決を与えてくれるよう請求します。

敬呈

申請：A 父【拇印】

A 母【拇印】

A 伯父【拇印】

A 親属【拇印】

2002 年 11 月 14 日

11 月 19 日 司法所から B 母・B 男に対する呼び出し状。ちなみに および は、A 4 判半裁大の原文書（或いはそれ自体が複写かも知れない）をそれぞれ改めて A 4 判大の台紙に貼り付けた形をとる。ただ 下辺に見える鎮司法所公印と 上辺の鎮司法所公印とは割り印の関係になっており、また良く見ると 下辺と上辺には切取線とおぼしき同一の破線の断片が見て取れる。おそらく は本来一枚の用紙に印刷された上下二段の定型書式であり、文書作成の後に、上段は台帳として司法所担当部署に残され、下半分 が切り離されて B 母・B 女に発給されたと思われる（なお が、発給の際に作られた写しなのか、B 母等が出頭時に還付したものなのかは良く分からない）。なお 右肩には B 男のサインがある。出頭時には台帳にサインする習慣があるのだろう。

当事人サイン：B男【拇印】

W市Z司法所

(Z司)法通字第11号

当事人：B母

B男

本所は あなたの一家とX村村民A父の娘の非正常死 の案件を受理した。ここに、あなたが2002年11月19日11時に、時間通りに鎮司法所 に来て審理に参加するよう決定した〔現決定你于……参加審理〕。時間通りに出頭されんことを。さもなくば責任を問う〔請准時到場、否則責任自負〕。特にここに通知する。

2002年11月19日

【鎮司法所公印、割り印上部】

11月19日 司法所からB母・B男に対する呼び出し状。

【鎮司法所公印、割り印下部】

W市Z司法所

(Z司)法通字第11号

当事人：B母：

B男：

本所は あなたの一家とX村村民A父の娘の非正常死 の案件を受理した。ここに、あなたが2002年11月19日11時に、時間通りに鎮司法所 に来て審理に参加するよう決定した。時間通りに出頭されんことを。さもなくば責任を問う。特にここに通知する。

【鎮司法所公印】

注：二回通知を出しても出頭しない場合には、出頭を待たずに処理決定を行う〔兩次通知不到，不影響作出處理決定〕。本通知は第壹回目の通知である。

被通知人の単位：W市Z鎮Y村

住所：同上

2002年11月19日

11月19日 A家側(父母および伯父)から司法所宛の「調解申請書」。Z鎮委員会稿紙。

調解申請書

Z鎮司法所：

私の娘A女とY村青年B男は、2001年9月に婚約した。婚約期間中、A女はB男の家に居住したが、同居中も喧嘩が絶えず、2002年11月2日、A女は喧嘩の末、

かっとなって服毒し死亡した。その後の公安局法医の鑑定によると、確かに服毒による死亡である。我が家族もこの鑑定結果には疑義がない。死者の死亡後の処理を迅速に解決するため、法医の書面鑑定結果を待たずに司法所が民事調停を与えてくれるよう請求する。

敬具

A 母【拇印】

申請人： A 父【拇印】

調解代表人： A 伯父【拇印】

2002 年 11 月 19 日

11 月 19 日 *「第一次調解筆録」。全 3 頁。第 1 頁のみ専用紙、2 頁以降は普通の便箋。最初の 2 頁は、A 父母・伯父。末尾に署名。ページを改めて第 3 頁に B 男・B 母の調解筆録。末尾に署名。

第 一 次調解筆録

当事人：甲方 W市 Z 鎮 A 村村民 A 父 A 母 代表人:A 伯父

乙方 W市 Z 鎮 Y 村村民 B 母 B 男

主持人：【二名 氏名省略。 調解書の調解人五名の中の二名】

時 間：2002 . 11 月 19 日

地 点：Z 鎮司法所辦公室

調解記録： X 村の村民 A 女と Z 鎮 Y 村の青年 B 男は自由恋愛を経て、2001 年 9 月に婚約し、その後 A 女は B 男の家に居住した。同居期間中、両人は始終喧嘩をし、2002 年 11 月 2 日、両人は更に家庭内の琐事をめぐり喧嘩をし、憤慨した A 女は服毒し死亡した。後に W 市公安局の法医が確かに服毒による死亡であると鑑定し、A 女の親属 A 父・A 母も、この結果については疑義がなく、死後の処理をはやく解決するために、死者親属は鎮司法所に民事調停を行うよう請求してきた。司法所工作人員は社会調査を行い、双方親属を調査し、双方が報告〔反映〕した内容が事実であると認定し、申請人の申請を受理し民事調解を行うこととする。

主事人：A 伯父さん、あなたは、弟と弟の奥さんを代表して、この紛争の調解に参加しますか。また調解で達成した協議をあなたたちは履行することができますか。

A 伯父：できます。調解で達成された協議については、私がそのとおりに履行することを保証します。

主事人【実際には主持人の姓が書いてある】：つい先ほど、被申請人である B 男と接触し、彼に法律を講じ道理を講じたところ、B 男も A 女の服毒死亡事件について一定の責任を負っていることを認識するに至りました。B 男は、自ら進んで A 女の父母に一万元の生活補助金、二千元の葬喪費を支払うと申し出ていますが、これについて同意するかどうか、まずあなた方で相談してください。その後で、どのように遺体を運び埋葬するかについては、あなたがたにお任せします。

A 伯父：たった今、相談した結果、相手側が一万元の生活補助金、二千元の葬喪費を支払うということに同意することに致しました。遺体については、わが X 村に埋葬します。具体的やり方については、相手側が言うとおり、B 家が遺体を整え、我々

が霊柩車を手配してY村に行き、B家側が人を手配して遺体を車に乗せ、X村に着いたら我々が責任を持って埋葬することに致します。

以上の記録は事実である〔以上記録属實〕【本文とは別の、多分A父の筆跡】

父：A父【拇印】

母：A母【拇印】

伯父：A伯父【拇印】

調解記録

問：B母とB男。X村村民A女の非正常死亡事件に関して本所は既に申請人の申請を受理し調査を進め、先にあなたたちに対して本所へ出頭し調解に参加するよう書面の通知書を送りましたが、通知書を受け取りましたか。

B母・B男：通知書は受け取りました。

問：調査の時に、あなたたちが報告した状況は真実ですか。

B母・B男：真実です。

問：あなたたちは本所が調解をおこなうことに同意しますか。また調解紀律と達成された協議を自発的に遵守しますか。

答：貴所が調解を進めることに同意し、達成された協議を遵守します。

問：あなたたち二人の考えを述べてください。どのようにしたら、この紛争が比較的合理的で妥当な解決になると考えますか。

B男：私の考えでは、まず遺体を早く埋葬したいと思います。X村に埋葬するのでも、Y村にでもどちらでも良いです。私たちは、すでに死者の埋葬に必要な葬衣などを準備しました。

主事人：その外に、法律の規定に基づいて相手側はあなたたちに適当な葬儀費用と死者父母の生活補助金を要求しています。あなたたちは具体的な金額について相談し態度を表明してください。

B母・B男：これではどうですか。今回公的解決を求める前に、私たちは老百姓的な方法でやろうと相手側と既に協議しました。当時、相手側は五万元の生活補助金と葬儀費を要求しましたが、私たちは一万元しか承諾しませんでした。それで、協議が成立しませんでした。今、私たちは更に二千元を増やし、相手側が同意するかどうかみてみたいと思います。わが家の経済状況からすれば、これくらい負担するのがやっとです。

以上の記録は事実である【本文とは別の、多分B男の筆跡】

B男【拇印】

B母【拇印】

2002年11月19日

11月22日 A伯父・陳来国の「収据」。実際には、 の1頁と2頁の間に綴じ込まれている。

収 据

本日、Z鎮司法所から人民幣六千元を受けとった。

¥ 6 0 0 0 . 0 0 元

受取人：A伯父【拇印】

□ □ □ 【拇印】

2002年11月22日

【以下、別の筆跡】

附：これはX村A伯父（A父の兄）A女（既に死亡）代理人の収据である。

2002.11.22日 午後3：30

11月15日 「調査筆録」。B母。鎮人民政府稿紙に全文筆録。

調査筆録

被調査人：B母 女性 56歳 Z鎮Y村

時 間：2002.11.15.

地 点：司法所辦公室

調査人：【五名・氏名省略。 調解書の調解人と同一メンバー】

問：あなたは司法部門に来て問題を報告〔反映〕したいのですか。

答：私が来たのは、A女の死因、およびA父らの無理な要求について報告するためです。私は司法部門がこの事件を調解処理して下さいよう請求します。

問：事件の経過について述べてください。

答：B男（25歳）は、V街で理髪していた時にたまたまA女と知り合い、恋愛関係になり、その後、A女はV街で理髪店を開いたがうまくいかず仕事をやめました。昨年9月に婚約した後、A女は家を出ましたが、戻った後は我が家に住み、私達と同居することになりました。婚約してから今日に至るまで我が家は一万余元をつかいました。その間、二人の間には喧嘩はあったけど、殴る罵るといったことはなかったです。9月28日の夜、A女は私を手伝ってジャガイモ掘り仕事を終え帰宅した後に、ジャガイモの運びをめぐってB男と喧嘩をしました。その後、私は後ろにある家に行きました。夜になってから前の家をのぞいてみると電気が明るくついていましたが、人はいませんでした。その後、B兄が電話を掛けてきてA女が農薬を飲んで死んだと言いました。次の日に遺体を運んで来ました。

九月28日（陰曆〔農曆〕）A女の死後、すぐ彼女の実家へ行って伝えました。しかし、誰も人は来ず、九月30日になってからようやく人が来ました。その後、どのように処理したら良いか彼らに聞きましたが、彼らの要求が高すぎたので、我々は同意しませんでした。

問：A女は生前にあなたに何か言いましたか。

答：A女は生前から、常々死にたいと言い、家から出たいと考えていました。

問：彼女がそうしたことを言っている時に、あなた達はどのような方法でそれを制止しましたか。

答：B男は、いつも彼女にくよくよせぬように慰め、私もいつも慰めていましたが、しかし、やはり死んでしまいました。

問：あなたたち家族には、どのような考えがありますか。

答：政府を頼ってこの事件を解決したいです。

問：以上の話は事実ですか。

答：以上の話は事実です。【本文とは違う、多分B母の筆跡。拇印】

参加人：B母【拇印】

2002年11月15日

11月14日 「調査筆録」。Y村書記。Z鎮人民政府稿紙に全文筆録。

調査筆録

被調査人：□□□ 男性 Z鎮Y村党支部書記・村主任

時 間：2002年11月14日

場 所：司法所辦公室

調 査 人：【五名・氏名省略】

問：□書記、あなたの村のB父の息子B男とX村のA父の娘A女の間に問題が発生し、A女が服毒死亡することになり、その遺体があなただの村のB父の家にありますが、そのことをあなたは詳しくご存じですか。

答：大体は知っています。11月2日の午後、B男とA女は家のジャガイモを収穫するときに喧嘩し、殴ったか殴らなかったかは知りませんが、その後、A女はトイレへ行ったとき、トイレに保管してあった毒薬を飲みました。B男はオートバイでZ病院に運び救急治療をしましたが、聞くところに依ると甲斐なく死亡したということです。

問：いつごろ毒薬を飲み、いつごろ救急治療をおこなったかについて、あなたは詳しく知っていますか。

答：私も聞いた話で、現場にはいませんでした。当時、解剖するときB男は、毒薬を飲んでから救急治療をはじめるとは5～7分しかたっていないと言っていました。

11月14日 「調査筆録」。A父。Z鎮人民政府稿紙に全文筆録。全5頁。末尾にA父署名と拇印。

調査筆録

被調査人：A父 男性 41歳 Z鎮X村人

時 間：2002 年 11 月 14 日
場 所：司法所辦公室
調 査 人：【五名・氏名省略】

問：あなたは司法部門へ来てどんな問題を報告したいのですか。

答：私はここへ来て、私の娘 A 女が、争いが原因で、Y 村の B 父の家で服毒し死亡したことについて報告したいのです。時間は 02 年 11 月 2 日で、遺体は今も Y 村の B 父の家においてあります。私は司法調解処理を請求します。

問：事態の全経過を事実通りにお話し下さい。

答：私の娘 A 女は今年 19 歳です。昨年 8 月に V 街市場で理髪店を開き、Y 村の B 父の次男である B 男（26 歳、無職）と知り合い恋愛関係になりました。その後、B 男は理髪業とは良い仕事ではないということを理由に A 女の理髪店を閉めさせました。それから 9 月に婚約しました。

昨年 9 月以後、A 女は B 男に連れられて Y 村へ行き、様子では恐らく同居していたようです。しばらくしてから、B 男は A 女を厳しく管理して自由に実家へ行かないようにし、いつも殴ったり罵ったりしました。恋愛期間中にも B 男はいつも A 女を殴り罵り、私達も A 女の父母として常々制止をしたのですが、B 男は私達夫妻も尊敬せず、我々を脅迫すると同時に家具を壊しました。娘は非常に弱々しく抵抗できなかったし、そのうえ B 男はいつも我々に対して、気をつける、俺を気にいらないければ、俺はお前の息子を殺しお前達を殴り殺すと言いました。この無頼漢はこのように我々を脅し、今年の 11 月までに至らせたのです。

今年の陰暦九月二十八日の夜 12 時前後に、突然 Y 村 B 家から知らせが来て、あなたの娘が毒薬を飲んだと言いました。私たちはその夜は特に気にも止めませんでした。次の日の朝また知らせが来て、あなたの娘が病院へ運ぶ途中に死んだと言いました。私達は、あまりにも悲しくて、どうしたらいいかわかりませんでした。そこで親属である A 伯父、□□□等と相談し、A 女は B 男に暴行をうけ死んだのではないかと疑い、陰暦九月二十九日に法医鑑定を申請しました（書面結果は半月後におりると言っています）。法医は当時「死者は服毒による自殺です。裁判に訴えては駄目ですよ〔別打官司了〕。示談しなさい〔私了吧〕。男の側に金を要求して済ませなさい〔向男方要点錢算了〕」と言いました。その時、私たちは法医以外の人を外へ退場させ、遺体の上に外傷（血痕）があることを見つけました。法医は、「服毒後の外傷状況については我々もよく判らないし、何かの意味もないでしょう」と言いました。

問：あなたたちは A 女の死因について、どのように考えていますか。

答：法医はそのとき服毒自殺だと言いました。私たちは公安機関が出した書面法医鑑定書を見ていません。法医が死因を鑑定するのを待ちます。

今年の陰暦 10 月 4 日午前、B 家の□□□、□□□、□□□等四人が我が家に来て、5000 元を支払うからこれで解決しないかと言いましたが、私たちは同意しませんでした。私たちは、子どもがここまで大きくなるまで、養育、学校、職業修得の為にどれだけ金をつかったことか。最低でも 50000 元の補償金を我々に支払うべき

だと感じました。午後になってB家の四人がまた来て「B男の家は10000万元を出すつもりだ」と言いましたが、私たちは相変わらず同意しませんでした。陰暦10月6日午前、B家からまた何人の若者が来て、その中の一人が非常に野蛮な態度で、我々に対して「ならば10000元やるよ。それで良ければ良し、いやなら勝手に訴えれば良い」と言いましたが、我々はやはり同意しませんでした。うちの子はまだこんなに若いのに、こんな風にあなたたちに迫られて死んだんだ。あなたは5万元を支払わなければならないし、葬儀をなささいよ。

問：A女は生前にあなたたちに何を言いましたか。

答：彼女は生前にこんなことを言いました。お父さんお母さん。私は思い決めました。B男は人間ではありません。こんなに人を殴り人を罵り、また彼は弟を殺してやると言っていて、私には止められません。私はこのままではいけません。やはり、私自身が死にましよう。あなたたちに迷惑をかけたくありません。私は自分でどうにかしたいです。

問：いつごろ言いましたか。あなたたちは何らかの制止手段をとりましたか。

答：大体今年の6月です。B男は刀を持ちドアを閉めてから、私の娘を殴り、更に私の妻も一発殴りました。その時、私は110番に電話をかけ、Z鎮派出所が来てとめました。しかしその後、B男にはどんな処分〔処理〕もありませんでした。B男はその時には私達の前に座り込み頭をさげ、申し訳ございません、改めて真人間になりますと謝りました。私たちは措置をとり、A女には死んだらだめよと励ましました。ついで娘のA女は外地へ身を隠しました。その後、A女が外地からY村のB男に電話をかけたことがあり、一月ほどして娘はB男にY村に連れ戻され、そのまま服毒まで至りました。

私たちは、子供はB家からの圧迫に耐えきれず仕方なく服毒した〔被逼服毒〕と思います。Y村の野菜売りの話によると、その日、11月2日午前はB家でジャガイモ仕事をし、午後にB家に帰り殴られ毒薬を飲んだ、B家は責任をとるべきだと言っています。

問：あなたたちは、現在どのように考えていますか。

答：領導であるあなたたちは考えてみてください。子供が死んでからすでに十何日もたっているのに、Y村のB家はどんな動きもしません。とんでもない話です。A女は今年で二十歳になります。養育、学校、職業技術習いと、老人父母は大変な苦労をしました。扶養費を賠償すべきだし、娘の葬儀費用だって貰わなくては。額が幾らかについては、われわれは政府の法による処理に従います。ただ、私たちは公安機関の鑑定結果を待ってから再確定するよう要求します。

以上の記録を読んだ。事実である。 A父【拇印】

参加在场人：A父【拇印】

A母

A伯父

A親属

2002年・十一月・十四・

日付無し * 司法所メモ(1)。Z鎮委員会稿紙。11月5日に「法律相談」にやって来たB兄に解答した際に、司法調解中心の誰かが作った覚書をベースに、その後の展開(陰暦十月四日は陽暦11月8日)が別の手で付記されて行く。

2002.11.5日 Y村B兄が来たりて諮問す：

B兄の弟であるB男とX村のA女の間に紛争が発生した。二人はすでに婚約しておりA女はB男の家に居住していた。11月2日、二人は瑣事が原因で喧嘩し、憤慨したA女は服毒死亡した。11月4日派出所が間に入って法医の解剖を依頼し、確かに服毒自殺であることになり、A女の実家の人々もこの結果を承認した。遺体は現在B男の家に置いてあり、A女家族は暫く埋葬させぬようにしている。たまたま陰暦10月1日に当たるので、B家はまたA家に人を派遣して協議していない。特にここへ来て法律諮問をおこなう。

まず遺体を良く保存し、人を派遣してA家と協議するように、と解答した。

【以下、別の筆跡】

十月四日午前。第一回目にX村A父の家に行く：□□□、□□□等四名。

十月四日午後。第二回目に行く。：□□□、□□□等四名。

十月五日。第三回目に行く。：

男側当事人、B男、男、26歳、Y村人、無職

其の父：B父

日付無し * 司法所メモ(2)。Z鎮委員会稿紙。11月2日・3日(陰暦9月28日・29日)の顛末についての実務担当者の整理メモ。11月8日(陰暦10月4日)の交渉顛末が書いてある以上は、作成はその後。おそらく14日から始まる調査の前に司法所側が事案整理の為に作ったメモ。なお末尾には、11月22日付けで「収据」(葬儀の終了と紛争の最終解決を証す)に関するメモが書き込まれている。は本来はこの場所に綴じ込まれていたのかも知れない。

2002年9月28日(陰暦)の夜、Y村のB男の家は二人を派遣してA父に、彼の娘のA女がB男の家で服毒したと伝えた。夜が更けていたので、A家は人を派遣して見舞いをするとはしなかった。9月29日の朝、B家は再びA家に人を派遣してA女が死に遺体はB家に置いてあると伝えた。B男が以前から日常的にA女を殴っていたので、A家は娘がB男に自殺に追い込まれた〔逼迫致死〕と疑い、そこで公安機関に法医を派遣して解剖鑑定をするよう申請したが、鑑定結果はまだ出ていない。現場で解剖を観察したA家の者の話によると、死者A女の頸部に鬱血があり、下唇は破裂し、身体の一側面も鬱血していたという。陰暦10月4日、B家は人をA家に派遣してどうするかについて協議したが、A家はB家が死者の為に服二着を買い木棺に入れ埋葬すること、その他にA家に5万円の現金を賠償するよう要求した。協議の結果、B男の家は壹万円を賠償することだけ同意し、それ以上は一銭も支払わない、その他のことはA家の好きにせよという。

陰暦 9 月 28 日、B 男の家は畑に行って秋のジャガイモ掘り仕事をしたが、A 女は人手が足りないのを見て、B 男の母について行ってジャガイモ掘りを手伝おうと言ったが、B 男は A 女を行かせることに同意しなかった。A 女は強行して行き、夜に帰って来た後、二人は喧嘩になり、その後 A 女は服毒自殺した。

A 家の要求：1 . A 女の父母に適当な生活扶養費を支払うこと

2 . 葬儀費用は B 男の家が負担すること。

A 家は派出所からの法医鑑定報告が出るのを待って、それから調解を行うことを要求している。

【以下、横棒まで含めて別の筆跡】

以下は、X 村の A 伯父(A 父の兄) A 女の伯父(代理人)の収据である。(一枚)

2002 年 11 月 22 日

午後：3 時 30 分

日付無し * 司法所メモ(3)。Z 鎮委員会稿紙。A 父が 11 月 14 日に来所して語った内容についての短いメモ。

2002.11.14 日、X 村の A 父(男、41 歳、A 女の父親)が本所に来て報告した。

A 女、女、19 歳、2001.9 月 Y 村の B 男と婚約。2002 年 6 月、B 男は A 女を自分の家に住むようさせ、A 女の人身自由を制限し、A 女を X 村に行けなくにした。2002 年陰暦 9 月 28 日、A 女は B 男と喧嘩し毒を飲んで死亡した。その後、法医が鑑定をおこなったが、結果はまだ出ていない。

11 月 19 日 A 伯父ほか一名の「収据」。六千元。

収 据

本日、人民幣六千元を受け取った。

¥ 6 0 0 0 . 0 0 元【拇印】

受取人：A 伯父【拇印】 □ □ □ 【拇印】

2002 年 11 月 19 日

□ □ □ 【司法所調解人二名のサイン】

□ □ □

二〇〇二 年 十 一 月 十 九 日

11 月 19 日 Z 鎮司法所の「今代收 B 男交手現金壹万貳千元正」の証文コピー二枚(同一原本から作られた二つのコピーに後から(四)(三)という文字が書き込まれたと思われる)。原本はおそらく B 男に手渡されている。

(四)

2002 . 11 . 19

本日、B男は、現金壹万貳千元を支払った。

(1 2 0 0 0 . 0 0 元)

代理受取部門：Z鎮司法所

經辦人：□□□ □□□【司法所調解人二名のサイン】

(三)

2002 . 11 . 19

本日、B男は、現金壹万貳千元を支払った。

(1 2 0 0 0 . 0 0 元)

代理受取部門：Z鎮司法所

經辦人：□□□ □□□【司法所調解人二名のサイン】

11 月 4 日 15 時 Z鎮派出所「訊問筆録(第1次)」。犯罪嫌疑人：B男。全5頁。

訊問筆録 (第 1 次)

時間：2002 年 11 月 4 日 15 時 15 分から 4 日 16 時 42 分まで

場所：Z派出所

偵査員：□□□ 記録員：□□□

犯罪嫌疑人：A男【拇印】 性別：男 文化程度：中卒程度〔初中〕

問：氏名、年齢、住所、職業

答：A男、24 歳、W市Z鎮Y村、農民

問：私たちは、W市公安局Z派出所の工作人員です（証明書提示）

答：わかりました。

問：あなたには犯罪行為がありますか〔你是非有犯罪行為〕。

答：あります〔有〕。

問：中華人民共和國《刑事訴訟法》の関連規定に基づき、まずあなたに告知します。

偵査人員の質問に事実通りに答えなければならない。

あなたには、本案件と関係のない問題について回答を拒否する権利がある。

あなたには、法律相談を提供し、代理申訴をし、また控告をするために弁護士を聘請する権利がある。

答：了解しました。

問：あなたの履歴を述べてください。

答：9 歳から 18 歳まで学校に通い、学校を卒業してから今日に至るまで農業をしてきました。父親B父（62 歳）は退職教師で、母親B母は農業をしています。兄、B兄（26 歳）は□□炭鉱の労働者です。それに私の合わせて四人家族です。

問：あなたは、以前、政府から処分〔处理〕を受けたことがありますか。

答：ありません。

問：あなたとA女（死者）はどんな関係で、いつ知り合いましたか。

答：恋人関係です。2001 年 5 月ごろに知り合い 8 月に恋愛をはじめました。

問：いつごろ婚約しましたか。

答：昨年の 8【9 の誤か】月に婚約しました。婚約後に彼女はV街で□□理髪店を開きました。大体 9 月のある日の夜、私は彼女をオートバイに乗せて家（実家）に連れて来て、堂屋東間のベッドで性関係を持ちました。その後、彼女は基本的にほとんどわが家に住みました。今年の 7 月初、彼女は家を出ました。私は彼女の家へ行って、金を出せ、9000 元の婚約金〔彩礼銀〕を返せと要求し、また彼女の家人に彼女を捜させました。しかし彼らが従わないので、そこで私は彼女の母を殴り、また捜し出せない時には家族全員を殺してやると威嚇しました。十何日経って彼女が□□から私に電話をかけてきました。私は□□に彼女を迎えに行き私の家に戻りました。実家で三日間住んだ以外は、ずっと私の家に住みました。

問：今回、彼女は、なぜ毒薬を飲んだんですか。

答：それは、ジャガイモ掘りを終えて家に帰ってから、彼女は私が車でジャガイモ運びを手伝わないと言って怒り私たちは言い争いになり、私は左手で彼女の背中を何回も殴りました（私は左利きなのです）。彼女は私を罵り私も彼女を罵りまた言い争いになりましたが、彼女は、私が彼女を気に入らないのは、彼女が以前悪かったからだ、と言いました。

問：彼女は以前どういうふうが悪かったのですか。

答：大体 97 年、彼女がU鎮の養鶏場で仕事をしているとき、彼女は養鶏場の主人の□□□に強姦されました。その養鶏場はU鎮西公路北にあり、U鎮とそう遠くはないので、多分□□養鶏場だと思います。

問：あなたは、彼女が強姦されたことについてどのような態度をとりましたか。

答：私はこの件に関して非常に悩んでいました。彼女と彼はその後もつき合っていたから。

問：彼女が飲んだのは、なんという薬ですか。薬瓶はどこにありましたか。何時飲みましたか。

答：彼女が飲んだのは、「敵敵畏」です。薬瓶はその時にZ医院に持って行きました。兄が持って行きました。10【11 の誤か】月 2 日午後 6 時前後です。

問：彼女が服毒した後、誰が彼女を医院に運びましたか。どのように救急しましたか。

答：私と兄がオートバイで彼女を医院まで運びました。私が前に乗り、彼女をまん中に、兄が後ろに座り彼女を支えて。医院に着いた後、□□医師ともう一人の男の医者が、彼女の鼻にホースをさし込み、それから注射をうち、男の医者が彼女の胸を何回か圧迫した後、「駄目です。もう希望はありません」と言いました。私は医者がもう圧迫しないのを見て、私が更に何回か胸を圧迫しましたが、医者は「やめなさい。押さえると胸の骨が折れてしまいます」と言いました。兄が、「駄目だ、W市へ行って救急しよう」と言いましたが、医者は「もう間に合わない」と言いました。私は医院でしばらくぼうっとしていた後、兄と一緒に帰宅しました。

問：あなたたちは結婚登記をしましたか。

答：いいえ。非法同居です。

問：あなたはA女の死をどのように思いますか。

答：とても悲しいです。政府の処理にしたがいます。最も望むのは、政府が調解処理してくれることです。

問：何か、また言いたいことがありますか。

答：遺体は、わが林地に埋めるように要求します。

問：あなたが言ったことはすべて事実ですか。

答：すべて事実です。

問：あなたの話の筆録が、あなたが言ったことと一致しているかをみてください。

答：このとおりです。 B男【拇印】

11月4日9時 Z鎮派出所「詢問筆録」。被詢問人：A父。全2頁。

訊問筆録

時間：2002年11月4日9時23分から4日4時56分まで

場所：Z派出所

偵査員：□□□ 記録員：□□□

被訊問人：A父【拇印】 性別：男 年齢：41 民族：漢族

工作单位及び職業：農民

現住所：W市Z鎮X村

問：私たちはW市公安局Z派出所の工作人員です（証明書提示）

答：わかりました。

問：中華人民共和国《刑事訴訟法》第九十八條の規定に基づき、あなたは事実通りに証拠、証言を提供しなければならない。もし、意図的に偽証したり犯罪証拠を隠したりすると法律責任を負う。

答：わかりました。

問：再びあなたに告知しますが、中華人民共和国《刑事訴訟法》第四十七條の規定に基づいて、出廷して証言することも、あなたがしなければならない義務です。

答：私は喜んで出廷して証言致します。

問：あなたは何があって派出所へ来たのですか。

答：私は通報するため来ました〔我来報案〕。2002年11月2日夜11時すぎ、Y村のB父の家がわが家に人を派遣して来て、私の娘（A女）が農薬を飲んで自殺した、Y村のB父の家で死んだと伝えてきました。私の娘とB父の息子B男とは恋愛関係です。今年の4・5月ころ、B男がオートバイで私の娘を連れて行ってからずっとこれまで彼の家に住んできました。他人からの話によると、私の娘は彼の家でいつも殴られました。先日の夜、私がB男の家に行ったとき、娘は彼との恋愛関係をやめたいので私に彩礼銀を準備して返すように頼みました。B男は同意しませんでした。

問：あなたは法医に驗屍を要求しますか。

答：私は娘の死因を疑っており、法医の驗屍を要求します。もし驗屍の結果、確かに自殺であれば、男の側が遺体を処理することに同意します。

問：その他にどんな要求がありますか。

答：私は、政府が法に基づいて処置をする〔依法処理〕よう要求します。

問：その他に何か言いたいことがありますか。

答：B男は品性劣悪で、何度も我が家にやって来ては私を威嚇し我が家の者を馬鹿にし、曾ては我が家に来て私の妻を殴りました。私の娘は彼の苦しめを受けすぎました。

問：あなたが言ったことはすべて事実ですか。

答：すべて事実です。

問：あなたの話の筆録が、あなたが言ったことと一致しているかをみてください。

答：このとおりです。 A父【拇印】

7月3日3時 Z鎮派出所「詢問筆録」。被詢問人：A母。全3頁。

訊問筆録

時間：2002年7月3日3時15分から3日4時50分まで

場所：Z派出所

偵査員：□□□ 記録員：□□□

被訊問人：A母【拇印】 性別：女 年齢：40 民族：漢族

工作单位及び職業：農民

現住所：W市Z鎮X村

問：私たちはW市公安局Z派出所の工作人員です（証明書提示）

答：わかりました。

問：中華人民共和国《刑事訴訟法》第九十八条の規定に基づき、あなたは事実通りに証拠、証言を提供しなければならない。もし、意図的に偽証したり犯罪証拠を隠したりすると法律責任を負う。

答：わかりました。

問：再びあなたに告知しますが、中華人民共和国《刑事訴訟法》第四十七条の規定に基づいて、出廷して証言することも、あなたがしなければならない義務です。

答：私は喜んで出廷して証言致します。

問：あなたは何があって派出所へ来たのですか。

答：私は通報するために来ました。今日の午後2時前後、Y村のB男が我が家に来て、私にお金9000元を要求しました。私は、あなたがうちの娘を連れて来たらお金を返す、娘を見ない限りはお金を返さない。うちの娘はもうあなたの家からは出たのだ、と言いました。そうすると、彼は、「お前が娘と会えなくても俺に金をよこせ、娘が死んでしまっても俺に金をよこせ」と叫びながら、私にむけ腰掛けを投げつけ腰掛けは私の右足に当たりました。ついで彼は手で私の髪をつかみ、もう一方の手で私の顔を何回も殴りました。私は、あなたはなぜ私を殴るの言いましたが、彼は、「お前が良い娘を育てたからだ。更に強情を張るなら、俺はお前を殴り殺す」と言い、また「お前の全家族を皆殺しにすれば作物も余るまい」と言って脅しまし

た。私は一目見ただけで彼が専ら娘を捜しに来たと分かったので、ドアに鍵をかけて隣の家に行って警察に通報したのです。

問：彼とあなたの娘はどんな関係ですか。

答：恋人関係ですが、二人の仲は良くありません。彼はいつも娘を殴り、私の家でも私達の目の前で四回も殴りました。私の娘は耐えられず、先週の金曜日に出て行きました。彼は何回もうちへ来て「娘を出せ！」と言い、二回も私を殴り、私に彼に就いて娘を捜しに行くように求めました。もし就いて行かないと、彼はすぐ殴りました。私は、事情は重大であると思い、ここへ来て通報したのです。

問：あなたは、他にまだ言いたいことがありますか。

答：ないです。

問：あなたが言ったことはすべて事実ですか。

答：すべて事実です。

問：あなたの話の筆録があなたが言ったことと一致しているかをみてください。

答：わかりました。私が話したとおりです。 A 母【拇印】